

## 第 4 1 号議案

### 令和 4 年度東京都台東区一般会計補正予算（第 4 回）

令和 4 年度東京都台東区一般会計補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3, 9 0 1, 6 0 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 1 3, 8 6 5, 1 2 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 9 月 1 2 日提出

東京都台東区長 服 部 征 夫